

みんなの ちょこっと相談

出産退職後の 失業手当、もら えるの？

退職する頃には出産、育児が目の前ですね。すぐには働けないので失業手当がうけられるか心配なのですね。

失業手当とは

雇用保険の給付金で正式な名前は基本手当と言い、失業した人が新しい仕事探しをする間に受け取ることができる保険です。

退職した理由や勤続年数、年齢、働いていた時の給与額などの条件で受け取れる日数（給付日数）や金額（基本手当日額）は違いますが、受給することで失業中の生活の心配が軽減します。

基本手当を受け取るには条件が2つあります。

1. 働いていた間の被保険者期間が条件を満たす
2. 失業していて、就職する意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就くことができない

あなたは出産、育児を控えているので、1の被保険者期間の条件が満たされても、2のいつでも就職できる状態であるとは言い難いですね。

受給期間は1年です

なるべく早く働きたい思いがあるようですが、基本手当を受け取れる期間にはリミットがありま

現在妊娠7か月、パートで2年働いています。来月、雇用契約期間が満了となり退職します。出産後はなるべく早く働きたいと思っていますが、育児が少し落ち着いてから仕事を探すつもりです。雇用保険に加入していますが失業手当は受給できるのでしょうか。



す。原則として退職日の翌日から1年間です。

受給期間延長の手続きをしましょう

「じゃあ、出産・育児で働けないと失業の手当を受け取れないの？」と不安になりますね。でも大丈夫です。

基本手当は、「妊娠」「出産」「育児」「病気・けが」「介護」「定年退職」等の理由で働けない場合は、申請すれば本来1年である受給期間を延長することができます。（ただし上限4年まで）

手続き期間にはリミットがあります

退職日の翌日から30日たったなら1か月以内に、住んでいる場所のハローワークで手続きをしましょう。

例) 3/31に退職。翌日4/1から30日経った翌日の5/1～5/31の間に手続き

直接ハローワークへ行けなない場合は、郵送や代理人による手続きができます。延長をしておき、働ける状況になったときに基本手当を受給できれば安心して仕事を探せますね。

※ハローワークインターネットサービスでも詳しく説明しています。

回答者：西野 智子

(当財団職員・労働問題アドバイザー・社労士)

column 【コラム】

『働く女性のハンドブック』を発行

働いている方、働きたいと思っている方に向けて、“働くことは人生のセーフティネット”として、知っていれば安心なワークルールや社会保険についてまとめた冊子を作成しました。

「働く女性のちょこっと相談」の実施や再就職支援事業の中で、みなさんが職場の中で困ったこと、必要としていること、また相談内容で多かったことから、知ってもらいたい大事なことを精選しわかりやすく説明しています。シンプルで見やすい冊子ですので、ぜひご覧ください。必要な方は、すてっぷ相談室までお問い合わせください。(06-6844-9739)

